兵庫県公報

平成26年8月19日 火曜日 第 2621 号

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通
 5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示	∧° ¬ỳ*
	1
○ 土地改良区役員の退任の届出(同)	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出(同) ····································	2
○ 土地改良区の定款の変更認可(同) ····································	3
○ 土地改良区清算人の退任の届出(同)····································	3
○ 保安林の指定の解除予定 (豊かな森づくり課) ····································	3
○ 保安林の指定施業要件の変更(同)	3
〇同 上(同)	4
○同 上(同)	4
〇同 上(同)	5
〇同 上(同)	5
〇同 上(同)	5
〇同 上(同)	6
○ 公共測量を実施する旨の通知(契約管理課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
○ 道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
○ 道路の区域の変更、供用開始等(同)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
○ 道路の区域の変更(同) ····································	7
- ○ 道路の指定(建築指導課)····································	8
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15(収入証紙売りさばき人の名称等)の一部改正(会計課)	11
公告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請(県民生活課)·······	12
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請(同)	13
○ 県有地の一般競争入札による売払い(管財課) ····································	17
○ 新市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(建築指導課)····································	18
○ 同 上 (同) ···································	
	19
〇同 上(同)	19
〇同 上 (同)	19
〇同 上(同)	19
教育委員会告示	
○ 兵庫県指定重要有形文化財の指定 ····································	20
○ 兵庫県指定史跡名勝天然記念物の指定の解除	20
○ 大 庫示日尼文吻石勝入然പ必物の旧足の併成	20
公安委員会告示	
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業許可の取消し	21
告示	
兵庫県告示第726号	
土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出	があ
	114 . 00.7
った。	
平成26年8月19日	
兵庫県知事・井・戸・敏	三
神戸市平野町土地改良区	
就任役員	
役員の区分 氏 名 住 所	
理 事 松 井 利 明 神戸市西区平野町下村166番地	

同	戸	田		勉		同	市同区平野町大畑84番地
同	森	畄	强	司		同	市同区平野町繁田482番地
司	安	福	孝	明		同	市同区平野町繁田466番地の3
同	政	井	裕	之		同	市同区平野町堅田196番地の1
司	政	井	勝	美		同	市同区平野町堅田480番地
同	澤	田	哲	夫		同	市同区平野町中津406番地の2
司	茨	木	幸	雄		同	市同区平野町大野113番地
同	松	井	利	浩		同	市同区平野町下村162番地
監事	黒	田	光	男		同	市同区平野町大畑319番地の2
同	森		博	之		同	市同区平野町下村176番地
	^	///	///	\\\\	·///	\\\\	·//·/

兵庫県告示第727号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成26年8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

内町土地改良区

退任役員

役員の区分氏名住所監事石谷利八郎豊岡市内町475番地同石谷信夫同市内町433番地

兵庫県告示第728号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の 届出があった。

^^^^^

平成26年8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

住 所

野上土地改良区 退任役員

役員の区分

理事	村 田 憲 夫	豊岡市野上1134番地
司	北 村 雄 治	同 市野上362番地
同	小 﨑 英 幸	同 市野上592番地
同	松本裕之	同 市野上89番地
同	小 川 恭志郎	同 市野上1127番地
同	和田垣 弘	同 市野上129番地
同	西 登己夫	同 市船町87番地の1
同	稲 葉 政 弘	同 市赤石66番地
監 事	松本秀雄	同 市野上1140番地
司	田中茂富	同 市下鶴井1833番地
+b 14 / 17 . II		
就任役員		
役員の区分	<i>-</i> 4	//
人民 シ 巨力	氏 名	住所
理事	氏 名 村 田 憲 夫	住 所 豊岡市野上1134番地
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
理事	村 田 憲 夫	豊岡市野上1134番地
理事同	村 田 憲 夫 和田垣 弘	豊岡市野上1134番地 同 市野上129番地
理 事 同 同	村 田 憲 夫 和田垣 弘 伊 﨑 彌壽雄	豊岡市野上1134番地 同 市野上129番地 同 市野上85番地
理 事 同 同 同	村 田 憲 夫 和田垣 弘 伊 﨑 彌壽雄 西 登己夫	豊岡市野上1134番地 同 市野上129番地 同 市野上85番地 同 市船町87番地の1

氏 名

 同
 西
 垣
 利
 治
 同
 市野上359番地

 同
 仲
 島
 徹
 同
 市赤石122番地

 監
 事
 村
 田
 制
 同
 市野上1141番地

 同
 嶋
 田
 恒
 夫
 同
 市下鶴井1910番地の1

兵庫県告示第729号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。 平成26年8月19日

^^^^^

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
山東南部土地改良区	平成26年7月18日

兵庫県告示第730号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の退任の届出があった。

平成26年8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

内町土地改良区

氏 名 住 所 二位義照 豊岡市内町634番地 石 谷 眀 同 市内町545番地 松本 同 市内町546番地 二位英雄 同 市内町497番地 石 谷 衞 同 市内町526番地 二位政美 同 市下陰252番地の9 同 市辻87番地 猪師安弘

兵庫県告示第731号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

^^^^^

平成26年8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 解除予定保安林の所在場所

宍粟市千種町岩野辺字小河1386の2・字荒尾521の63(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林 振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第732号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成26年8月19日

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 朝来市生野町上生野字カラト105の1
- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第733号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成26年8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 朝来市生野町上生野字ゴウロ106の2
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第734号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成26年8月19日

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 朝来市生野町黒川字大外奥169の6、169の9、169の12
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第735号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成26年8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

朝来市生野町黒川字梅ケ畑奥254の3から254の5まで、254の12から254の14まで、字カベス259の4から259の6まで、259の1・字カイ坂255(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)、字梅ケ畑向264

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

兵庫県告示第736号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成26年8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 朝来市生野町真弓字東峠321の1
- 2 保安林として指定された目的

3 変更後の指定施業要件

3 发史後仍怕足旭未安告

水源の涵養

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

兵庫県告示第737号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成26年8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

朝来市生野町上生野字青草138の15、138の38から138の40まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。 字青草138の15 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第738号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成26年8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 朝来市生野町真弓字東峠321の5
- 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^

兵庫県告示第739号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、姫路市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(空中写真測量、数值図化)

2 作業期間

平成26年8月4日から平成27年3月16日まで

3 作業地域

姫路市臨海部

兵庫県告示第740号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年8月19日か

ら供用を開始する。

その関係図面は、平成26年8月19日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類	道路	Ø	区	域		
路線名	区間		旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道	加古川市平荘町里字下新田192番から		旧	10.0から 21.0まで	407. 0	
平荘大久保線	同 市神野町新神野1丁目1番まで		新	12.0から 27.0まで	407. 0	

兵庫県告示第741号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年8月19日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成26年8月19日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成26年8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道	路 の)種	類		道	路 の) 🗵	域		
路	紡		名	区	間		旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道				佐用郡佐用町小赤松字家	尼内原747	番4から	旧	9.0から 38.0まで	854. 0	
3	7	3	号	同 郡同 町家内字柳原	頁481番1	まで	新	10.0から 57.0まで	834. 0	

兵庫県告示第742号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、平成26年8月19日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月19日

道	路(の種	1 類		道	路の) 区	域										
路		線	名	区	間		旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考								
							田	7.0から	1, 708. 0									
								21.0まで	1, 700.0									
国道				佐用郡佐用町林崎字太				7.0から	1, 708. 0	一部								
1	1 7 9	9 号	9 号	9 号	9 号	9 号	9 号	9 号	9 号	9 号	9 号	同 郡同 町下徳久字下宿	下宿1348看	348番26まで		30.0まで	1, 700.0	予定地
							新	10.0から	1, 203. 0									
								31.0まで	1, 200. 0	予定地								

兵庫県告示第743号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。 その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。 平成26年8月19日

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H26中播予定 0001号	26. 8. 5	赤穂市砂子字森250番1、250番3、250番5、250番7、251番1の各一部 同 市砂子字址切266番2の一部 同 市砂子字址切266番2の一部 同 市砂子字土手ノ下386番1、387番1、388番1、389番1の各一部、388番1地先里道 同 市浜市字横土手内1番1、9番から11番まで、12番2、13番1、13番3、13番5、14番1、17番1、18番1、20番から23番まで、27番1、27番2、28番1、28番2の各一部、36番2、36番3、36番5、38番2の一部、38番3の一部、9番地先水路、28番2の各一部、36番2、36番3、36番5、38番2の一部、38番3の一部、9番地先水路、28番2の一部、36番4、109番1、110番1の各一部 同 市浜市字吉久104番1、105番1、106番1、106番4、109番1、110番1の各一部 同 市浜市字寺内259番4、260番2の一部、267番2の一部、268番1の一部、269番1の一部、271番1の一部、272番1の一部、282番6の一部、282番1の一部、282番6の一部、282番6の一部、303番3の一部、312番1の一部、303番3の一部、312番1の一部、313番3の一部、313番4から313番2の一部、313番2の一部、313番3の一部、313番4から313番2の一部、313番2の一部、325番4、326番1の一部、325番4、328番の一部、325番4、328番の一部、325番1の一部、325番4、326番1の一部、325番1の一部、335番1の一部、342番9の一部、342番1の一部、342番1の一部、343番1の一部、343番1の一部、343番1の一部、343番1の一部、343番1の一部、344番9の一部、343番1の一部、343番1の一部、344番9の一部、343番1の一部	11. 50 9. 50 8. 00 7. 00 6. 00 4. 00	236. 00 864. 00 106. 00 23. 00 2, 461. 00 141. 00

	566番1、570番から572番まで、573番1、574番1、575番1、576番1、576番4、579番1、580番1、581番1、582番4の各一部、544番2地先水路、556番3地先里道同市浜市字ゴマギ596番7、598番1、601番3までの各一部、601番5、602番1の一部、602番2の一部、602番3の一部、602番3の一部、604番4の一部、606番2の一部、607番1の一部、607番5の一部、608番1の一部、609番1の一部、609番2の一部、609番1の一部、609番2の一部、609番1の一部、609番2の一部、609番1の一部、609番2の一部、609番3、610番1から610番4までの各一部、611番1、612番から614番、614番1、616番、617番の各一部、596番7地先里道、602	
	で、526番、528番から530番まで、537番1、538番1、538番6、538番8の各一部、522番4地先水路、526番地先里道同市浜市字森541番、541番7、541番8、542番1、544番2、546番2、547番1、547番2、548番1、548番2、549番1の各一部、549番2、550番1の一部、550番2の一部、551番1の一部、552番1の一部、558番の一部、558番の一部、559番の一部、566番3の一部、558番の一部、559番の一部、561番から565番までの各一部、559番の一部、561番から565番までの各一部、559番の一部、561番から565番までの各一部、559番の一部、561番から565番までの各一部、559番の一部、561番から565番までの各一部、560番1、570卷1、570卷	
	部、396番2、396番6の一部、397番1の一部、397番2、398番1の一部、398番2の一部、399番1から399番3までの各一部、400番・401番合併、402番、403番1の各一部、403番2、403番3の一部、403番4の一部、404番1、404番2、404番3の一部、405番1の一部、405番2、408番1の一部、408番4の一部、410番の一部、410番1の一部、410番2、459番6の一部、461番2の一部、462番の一部、463番の一部、464番1の一部、464番2、378番3地先水路、393番地先里道 同 市浜市字河田筋522番1から522番4ま	

155番1の一部、155番5の一部、156番1の一 部、157番1の一部、158番1の一部、174番の 一部、175番の一部、175番1の一部、176番か ら181番までの各一部、182番1、183番2の各 一部、129番1地先水路、155番5地先里道 同 市北野中字上長田186番1、186番3、187 番1、187番3、187番4、188番1、188番2、 189番2、189番4、190番1、190番2、192 番、193番1、193番2、194番2、194番5、 195番 3、230番、232番 1、233番 1、233番 2、 238番、239番1、239番2、240番1、240番2、 241番1、242番1、243番1、244番1、244 番4、253番2、254番2、255番2、257番1、 258番1、259番1、259番2、260番1、261 番1、261番2、262番1、262番2、270番、 271番、285番、285番 1、289番、289番 1、289 番5、290番1、291番1、292番1、293番1、 294番1、295番1、295番2、296番2、300 番2の各一部、301番2、302番2、186番3地 先水路、187番3地先里道

同 市北野中字下長田306番 2、307番 2の一部、308番 1 の一部、309番 1 の一部、310番 1 の一部、310番 3 の一部、311番の一部、312番 3 までの各一部、313番の一部、316番 2、317番 1 の一部、318番 4、319番 2 の一部、320番 2、306番 2 地先里道、317番 1 地先水路

同 市北野中字新田414番、415番 1、415番 3、416番 1、418番 1、420番、421番 1、421番 2、422番 2、422番 8、431番から433番まで、434番 1、434番 3、434番 4、437番、438番 1、438番 2、444番の各一部、414番地先水路、420番地先里道

同 市砂子字中道134番5、134番8、135番1、 137番1、139番1、140番1、141番1、142 番1の各一部、142番5、142番7の一部、143 番1の一部、143番4の一部、144番の一部、 143番1地先水路、143番4地先里道

同 市砂子字河下150番 1、151番、152番の各 一部

同 市砂子字下瀬戸159番2、161番・160番・159番合併1、162番、162番1、162番2、164番1、164番3、164番4、165番2、165番3、167番1から167番3まで、168番1、170番1、171番1から171番3、172番の各一部、162番1地先里道、164番3地先水路

同 市砂子字井ノ元312番4、312番6の一部、 312番7の一部、313番の一部、314番1の一部、 314番3の一部、315番1の一部、312番6地先 水路、312番7地先里道 同 市砂子字馬處316番1、316番2、319番、 322番1から322番4まで、323番2、323番3、 327番4から327番6番まで、329番4、329番 5、330番3、334番5、335番、336番1、336 番2、337番1、337番2、338番1、338番2、 340番、341番1、341番2、342番から344番ま で、345番1、345番2、347番、348番1、348 番2、349番1の各一部、349番2、349番3の 一部、350番の一部、316番2地先水路、316 番2地先里道 同 市砂子字家ノ下351番1の一部、351番5、 351番6、352番の一部、353番の一部、354番 4の一部、354番5の一部、356番5から356 番7までの各一部、357番2、357番3、361 番の各一部、363番から367番までの各一部、 352番地先里道、366番地先水路 同 市南野中字大角90番から94番まで、96番 から98番まで、101番、102番、108番、109番、 111番・112番・113番1合併、113番から115 番、115番1、116番、118番1、118番3から 118番7まで、119番、126番1、126番2、127 番、128番、130番・130番1合併、132番、133 番、135番から138番まで、155番3から155番 18まで、155番25から155番28まで、155番33 の各一部、101番地先里道、116番地先水路、

兵庫県告示第744号

昭和39年兵庫県告示第332号の15(収入証紙売りさばき人の名称等)の一部を次のように改正し、平成26年9月1日から適用する。

の各一部、156番地先里道

同 市南野中字島田156番、156番1、156番10、 163番、166番18、166番19、168番2、169番1

平成26年8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

 に改める。

公告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項及び県民ボランタリー活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成26年8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1(1) 申請受付年月日 平成26年7月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人わくわくステーション神津
 - イ 代表者の氏名 岡 本 博 和
 - ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市森本2丁目118番地
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民の良好な生活環境を確保するため、公園管理・緑化推進事業を行うとともに地域住民が自発的に行う非営利の公益活動(以下「まちづくり活動」という。)を支援し、安全で安心して暮らせる活力あるふるさとの創造に寄与することを目的とする。

- 2(1) 申請受付年月日 平成26年7月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人リアン・たんば
 - イ 代表者の氏名 中 山 謙 逸
 - ウ 主たる事務所の所在地 丹波市氷上町成松55番地
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、未だ部落差別が現存する社会において、地域住民が自らの手で解放を期すために多様な活動を展開してきたが、これらの活動を継続し発展させていくために、地域社会における福祉の向上に向けた様々な取組の展開と都市との交流事業を推進することで地域づくりに寄与することを目的とする。

- 3(1) 申請受付年月日 平成26年7月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人ガンの予防と再発防止支援の会
 - イ 代表者の氏名 中 村 一 夫
 - ウ 主たる事務所の所在地 西宮市西宮浜4丁目5番3号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、ガン患者、その家族からの相談、ガンの予防に関する相談、健康増進・体力維持に関する啓発等に関する事業を行い、ガンの予防と再発防止に寄与することを目的とする。

- 4(1) 申請受付年月日 平成26年7月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人カシュクリエイト
 - イ 代表者の氏名 前 田 幸 子
 - ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市塚口町8丁目40番14号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、障がいのある方とその家族に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業等を行い、一人一人の積極的な地域社会への参加を促し、すべての人々が生きがいを持ち、健やかにそして安心して暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

5(1) 申請受付年月日 平成26年7月31日

- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人ソーシャルドリーム
 - イ 代表者の氏名 板 敷 正 人
 - ウ 主たる事務所の所在地 加古郡稲美町下草谷441番地の155
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、就労困難な障がいのある方と共に将来の自立に向けて活動する事業をおこない、心身共 にいきいきと生活できる地域社会づくり及び障がい者福祉のネットワークの構築により社会福祉の増 進に寄与することを目的とする。

- 6 (I) 申請受付年月日 平成26年7月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人いながわメダカコムズ
 - イ 代表者の氏名 枝 松 幸 子
 - ウ 主たる事務所の所在地 川辺郡猪名川町若葉1丁目11番地15
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、メダカなどの水生生物・猪名川町に自生する希少植物の保護・育成を通じて、自然と親しみ、豊かな感受性を養う場を提供するとともに、これらの場を通じて、自然と人間が共生できる豊かな社会の実現に向けた活動を展開し、地域社会全体に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランタリー活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、後路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

^^^^

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成26年8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (l) 申請受付年月日 平成26年7月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人日本皮革技術協会
 - イ 代表者の氏名 杉 田 正 見
 - ウ 主たる事務所の所在地 姫路市豊沢町129番地 あさひビル4階
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、皮革及びこれに関連する学術と産業の進歩・発展に寄与し、かつ会員相互の親睦を図り、もってわが国の産業の発展・国民生活文化の向上に寄与することを目的とする。

- 2(1) 申請受付年月日 平成26年7月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人ジョイフル
 - イ 代表者の氏名 中 林 弘 明
 - ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市南塚口町2丁目29番地35号 ツカプラッツビル2F
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護が必要な高齢者や障がい者に対して、介護保険法に基づくサービス等を行う とともに、地域の人々に支えられる住民主体の地域交流事業を行い、すべての人々がすこやかに暮らせ る地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 3(1) 申請受付年月日 平成26年7月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人加古川総合スポーツクラブ
 - イ 代表者の氏名 能 田 達 三
 - ウ 主たる事務所の所在地 加古川市野口町野口687番地の66

エ 定款に記載された目的

この法人は、加古川市民が日常生活の中で自発的にスポーツを楽しみ、健康・体力を維持増進することができる総合型地域スポーツクラブの設立及び運営を行うとともに、市民が気軽に参加できるスポーツイベント等を開催することにより、地域社会の連帯と明るく豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。

- 4(1) 申請受付年月日 平成26年7月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 在宅福祉支援グループ・コスモス
 - イ 代表者の氏名 上 野 京 子
 - ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市金楽寺町2丁目11番18号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、社会、地域で支援の必要な高齢者及び障害者に対して、ホームヘルプサービスや配食サービスなど在宅福祉に関する事業やグループハウスの運営などの事業を行い、もって高齢者及び障害者と共生する地域コミュニティの創造により福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 5(1) 申請受付年月日 平成26年7月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 NPO法人ラリグラス
 - イ 代表者の氏名 シュレスタ あけみ
 - ウ 主たる事務所の所在地 三木市緑が丘町東4丁目3番地の1
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、日本国内外において、ネパールの女性の地位向上や自立支援、介護・衛生知識の向上に関する活動を行い、また、相互の文化交流を推進することによって、国際協力や人権の擁護又は平和の推進に寄与することを目的とする。

- 6(1) 申請受付年月日 平成26年7月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人技術者集団ACT135明石
 - イ 代表者の氏名 愛 原 惇士郎
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市長田区梅ヶ香町2丁目11番11号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、機械、電気・電子・情報、土木、建築等多岐にわたる工学分野において豊富な経験と実績を有するベテラン技術者の多才な能力と知見を活用し、明石市を中心とした地域社会及び地域住民をはじめ国内・海外社会に対して、実務経験者の助言・提言による社会教育の推進、地域再生のまちづくりの推進、基礎的な科学技術の振興、ユビキタス社会に適応する情報技術指導及び教育、地域企業への技術相談による経済活動の活性化、発展途上国への技術指導等の国際協力、さらにこれら活動に伴い要求される人材の拡充支援等に関する事業を行い、人の活動の原点であるものづくりに必要な幅の広い科学技術を普及し、人々が幸せに暮らせる次代の社会文化の発展に寄与することを目的とする。

- 7(1) 申請受付年月日 平成26年7月31日
 - ② 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人風
 - イ 代表者の氏名 三 嶋 俊 一
 - ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市七松町3丁目16番11号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、主に高齢者や障害のある人に対してより良く生活できるよう必要な福祉サービスや職業能力開発に関する事業を行うことにより地域の福祉増進を図ること、及び、高齢者や障害のある人が社会に参加することで生きがいのあるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

- 8(1) 申請受付年月日 平成26年7月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人スポーツアカデミー「Shine」
 - イ 代表者の氏名 竹 本 武 志
 - ウ 主たる事務所の所在地 西脇市前島町21番地の1

エ 定款に記載された目的

この法人は、西脇市を中心としたジュニアから中高年までの住民に対して、スポーツクラブの活動および不登校や引きこもり等の教育問題に関する事業を行い、次世代の人材育成や地域活性化に寄与することを目的とする。

- 9 (1) 申請受付年月日 平成26年7月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人夢くらぶ
 - イ 代表者の氏名 續 木 明 美
 - ウ 主たる事務所の所在地 加古川市別府町新野辺574番地の59
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、加古川市をはじめ、近隣市町における高齢の要支援及び要介護者に対して、デイサービス事業等の支援及び介護に関する事業を行い、保健及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 10(1) 申請受付年月日 平成26年7月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人関西芸術文化支援の森ゆずりは
 - イ 代表者の氏名 和 泉 喜久男
 - ウ 主たる事務所の所在地 西宮市江上町1番15号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、将来芸術家を目指す青少年及び現在活動中の芸術家に対して、芸術文化支援・育成に関する事業を行い、地球環境に優しいECO芸術活動を実施することにより、地域社会の文化の増進に寄与することを目的とする。

- 11(1) 申請受付年月日 平成26年7月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人都市生活コミュニティセンター
 - イ 代表者の氏名 林 佳 子
 - ウ 主たる事務所の所在地 西宮市津門西口町12番6号 サンハイツ名田B一1
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、阪神・淡路大震災の被災者等及び一般の高齢者、要介護者等に対する日常生活支援活動を実施し、併せて同様の支援活動を行っている市民活動団体へのサポート事業等を行うことによって、地域のコミュニティづくりに寄与するとともに、真の被災地の復興と国内外の自然災害における被災者の生活の視点に立った救援・復興支援のシステムの確立に寄与することを目的とします。

- 12(1) 申請受付年月日 平成26年7月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人ひょうご地域防災サポート隊
 - イ 代表者の氏名 井 上 俊 廣
 - ウ 主たる事務所の所在地 揖保郡太子町太田463番地1
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、地域及び地域住民に対して、その地域にあった防災・減災対策等についての調査・研究 及び普及・啓発あるいは支援・協力に関する事業を行うとともに、地域整備にかかるものづくりやその 技術を伝承・研修・振興する事業等を行い、地域住民とともに、その地域の地域力を高め、地域経済の 活性化及び新しい安全安心の市民福祉社会の創出に寄与することを目的とする。

- 13(1) 申請受付年月日 平成26年7月31日
 - ② 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人虹の会工房
 - イ 代表者の氏名 池 田 勝 雄
 - ウ 主たる事務所の所在地 西脇市黒田庄町前坂2140番地
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、知的発達に障がいのある人たちをはじめとする、さまざまな障がいのある人たちとその家族に対して、生活支援及び社会参画に関する事業を行うとともに、自立支援のための相談助言と援助支援、及び地域交流推進事業を行い、地域社会の活性化を図るとともに、障がい者自身が積極的に社会

参加し、達成感があり、自立・共生・安心の暮らしを営むことのできる社会の構築に寄与することを目的とする。

- 14(1) 申請受付年月日 平成26年7月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人あおぞら太陽の家
 - イ 代表者の氏名 春 名 哲 夫
 - ウ 主たる事務所の所在地 宍粟市山崎町岸田608番地3
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、自立支援、社会参加に関する事業を行い、障害者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

- 15(1) 申請受付年月日 平成26年7月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人えんじぇる会
 - イ 代表者の氏名 大 住 雅 昭
 - ウ 主たる事務所の所在地 姫路市大津区天満字安田984番地の1

の中で安心して生活できる社会の創設に寄与することを目的とする。

- エ 定款に記載された目的 この法人は、障害者とその家族に対して、生活支援に関する事業を行い、 障害者とその家族が地域
- 16(1) 申請受付年月日 平成26年7月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人1億人元気運動協会
 - イ 代表者の氏名 竹 尾 吉 枝
 - ウ 主たる事務所の所在地 大阪市西成区南津守4丁目1番32号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、主に高齢者やこども等の低体力者をはじめとする一般の人々に対して、運動を通じた健康づくりを普及するとともに、国内外において運動の開発と運動指導者の育成及び知識・技能の向上に関する事業を行い、もって、おのおのの健康維持・増進及び疾病の予防ならびに地域の活性化に寄与することを目的とする。

- 17(1) 申請受付年月日 平成26年7月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人Namae
 - イ 代表者の氏名 北 野 美 貴
 - ウ 主たる事務所の所在地 西宮市今津山中町7番22号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人たちが社会の一員として、働く喜び、生きる喜びを持って生活していくことを支援し、地域の人々との交流をはかることにより、障害を持つ人たちへの理解を深め、互いに認め支え合う「共に在る」社会をめざし、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 18(1) 申請受付年月日 平成26年7月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人スマイルひろば
 - イ 代表者の氏名 田 中 正 三
 - ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市神崎町14番22号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、尼崎市神崎町及び周辺住民に対して、多文化・多世代交流に関する事業を行い、人権文化の推進と福祉のまちづくりに寄与することを目的とする。

- 19(1) 申請受付年月日 平成26年7月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人とも杖
 - イ 代表者の氏名 金 子 庸 子
 - ウ 主たる事務所の所在地 明石市太寺4丁目12-11 太寺荘F1

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者が豊かな社会生活を営むためにというテーマに関して障害者及び高齢者の生活支援、障害の有無を越えた幅広い交流活動を行い、障害者、高齢者と健常者の自己実現を図る事業を行うことによって、真のノーマライゼイションの実現を達成し、もって真の人間性あふれる住みやすい社会の創造に寄与することを目的とする。

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

^^^^^

平成26年8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地 売払物件

物件番号	所 在 地	面積(㎡)	地目
8	神戸市北区若葉台二丁目 3 番670	196. 72	宅 地
9	神戸市北区若葉台二丁目 3 番673	206. 11	宅 地
10	豊岡市山王町11番 2	148. 13	宅 地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法 (明治29年法律第89号) 第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な 同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者

なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは 不正の利益を得るために連合した者
- イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
- ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する 暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に 規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようと する者
- ⑩ 破壊活動防止法 (昭和27年法律第240号) に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課財産・車両班

- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
 - (1) 配布場所及び申込場所

前記3に同じ。

(2) 配布期間及び申込期間

平成26年8月19日(火)から同年9月1日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

- 5 入札の方法、場所及び受付期間
 - (1) 方法

入札書は所定の様式により郵送にて受け付ける(持参可)。

(2) 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課

(3) 受付期間

平成26年9月3日(水)から同月16日(火)までの午前9時から午後5時まで

- 6 開札の場所及び日時
 - (1) 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁舎内会議室(詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。)

(2) 日時

平成26年9月22日 (月) 午前10時から

- 7 入札保証金
 - (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
 - ② 入札保証金は、入札の受付期間中に金融機関から指定口座へ振り込むこと。
- 8 入札に関する条件
 - (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
 - (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
 - ③ 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - ⑤ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - (6) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- 9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課

電話 (078) 341-7711 内線2550・2551

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

^^^^^^

平成26年8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡播磨町古宮字大池ノ下435番1、435番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

明石市魚住町清水2324番地の1

株式会社コーワホームテック 代表取締役 河 原 源

3 許可年月日及び許可番号

平成26年6月25日

兵庫県指令東播(加土)(建)第1-35-2号(25播磨)

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

^^^^^

平成26年8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市阿弥陀町魚橋字池崎958番1、958番9の一部、1020番12

同 市阿弥陀町南池字村北286番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

神戸市西区玉津町高津橋636番地の1

株式会社青幸 代表取締役 松 本 和 幸

3 許可年月日及び許可番号

平成26年7月24日

兵庫県指令東播(加十)(建)第1-29-3号(25高砂)

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

^^^^^

平成26年8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 - 西脇市野村町字丁田700番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

西脇市和田町564番地の167

株式会社藤和ホーム 代表取締役 藤 村 和 宏

3 許可年月日及び許可番号

平成26年5月14日

兵庫県指令北播(加土)(建)第1-2号(26西脇)

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

^^^^^

平成26年8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神崎郡福崎町南田原字大野2053番5の一部、2053番8、2054番2、2055番、2055番地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市飾磨区都倉1丁目30番地

オーエイハウジング有限会社 代表取締役 横 山 英 人

3 許可年月日及び許可番号

平成26年5月15日

兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-8-2号(25福崎)

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完

^^^^^^

了した。

平成26年8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 神崎郡福崎町南田原字ハツグロ2970番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称 東京都港区港南二丁目18番1号 株式会社ゼンショーホールディングス 代表取締役 小 川 賢太郎
- 3 許可年月日及び許可番号平成26年6月10日兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-1号(26福崎)

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第7号

兵庫県文化財保護条例(昭和39年兵庫県条例第58号)第4条第1項の規定により、兵庫県指定重要有形文化 財として次のものを指定する。

平成26年8月19日

兵庫県教育委員会 委員長 山 口 徹

利	重 別	文化財の名称	数量	所 在 地	所 有 者
重要有形文化財	建造物	永楽館	1 棟	豊岡市出石町柳字柳町17番地2	豊岡市

兵庫県教育委員会告示第8号

兵庫県文化財保護条例(昭和39年兵庫県条例第58号)第32条第1項の規定により、次の兵庫県指定史跡名勝 天然記念物の指定を解除する。

^^^^^^^^^^^^

平成26年8月19日

兵庫県教育委員会 委員長 山 口 徹

和	重 別	文化財の名称	数量	指 定 年月日	所 在 地	所有者	解除理由
史跡名勝天然記念物	天然記念 物	上森神社のシラカシ大木	1本	昭和61年3月25日	養父市大屋町蔵垣 字上サコ129番地 の1-2	宗教法人上森神社	滅失のため

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第256号

行政手続法(平成5年法律第88号)第23条第1項の規定により聴聞を終結し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第8条第3号の規定に基づき、次のとおり風俗営業の許可の取消処分を決定したので公示する。

なお、行政処分通知書については、被処分者の請求があればいつでも交付する。

平成26年8月19日

兵庫県公安委員会 委員長 橋 本 猛 伸

1 被処分者

氏名	営業所の所在地	営業所の名称	処分事項
尹 蘭 淑	姫路市塩町142番地、 141番地 スカイラー ク2番館3階	I ZUM I	風俗営業の許可(平成22年4月30日姫 第平22-12号許可)の取消し

2 事務を所掌する組織の名称及び所在地 兵庫県警察本部生活安全部生活環境課 神戸市中央区下山手通5丁目6番21号

3 その他

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 生活安全部生活環境課を経由して、兵庫県公安委員会に対し異議申立てをするか、この処分があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴 えを提起することができる。

また、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。